

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）実施要領

1 目的

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、本事業の運営に必要な事項を定める。

2 補助上限

1 事業者 1 年度につき、10 万円（予算上限に達し次第終了）※1 事業者 1 回限りとする。

3 補助率

補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

4 補助対象者

補助金の交付の対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- 岸和田市内で、個人事業者等として創業又は法人の設立を予定する個人、又は岸和田市内で創業後 5 年未満の個人又は設立後 5 年未満の法人であること。※1※2※3
- 産業競争力強化法第 2 条 31 項 1 号～4 号に該当する創業者であること。※4
- 岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- 過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていない者であること。
- 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第 5 条に規定される 34 事業）を行う予定または行っていること。
- 対象外業種でないこと。
- 市税を滞納していないこと。
- 代表者及び従業員が暴力団員（岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※1 「個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人」とは、現在、事業を営んでおらず、申請日から起算して 6 ヶ月以内に岸和田市内で創業を予定する者または法人設立を予定する者（法人成り等を除く）とする。

※2 岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転された事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転された事業者は、対象外

※3 法人成り等事業の引継ぎを受けた事業者は受けた先の事業年数を合算する。

※4 いわゆる第二創業者は、本補助金の交付対象外

5 補助対象経費

補助対象となる経費については、岸和田市内に有する営業所・事務所・工場等に対して実施する事業であり、下表の経費とする。

| 項目 | 内容 |
|-----|---|
| (あ) | 開業時広告宣伝費用 （月額利用料※5を含む。） <ul style="list-style-type: none">● パンフレット及び名刺の作成に係る費用（デザイン・印刷等）● ホームページの新規作成に係る費用● 他社サイトや広告媒体への新規掲載費用● 宣材写真の撮影に係る費用● 看板の製作、設置に係る費用● 自社の商品やサービスを PR するための紹介動画制作費用● その他、開業時の広告宣伝に係る費用 |
| (い) | 法人設立に要する費用 （本市を本店所在地とする場合に限る。） <ul style="list-style-type: none">● 法人設立の登記に係る登録免許税● 定款の認証に係る公証人手数料 |

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 法人設立に係る司法書士等への報酬 ● その他、法人設立時に係る費用 |
| (う) | 産業財産権取得費用（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）※6 創業やビジネスコンテストに係る、産業財産権の取得に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 産業財産権取得に係る出願料・登録料・電子化手数料等 ● 産業財産権取得に係る弁理士への報酬 ● 産業財産権取得に係る性能（環境・強度・耐食性等）試験・検査費 ● その他、産業財産権取得時に係る費用 |
| (え) | 新商品開発に関する資料購入費及び試験・検査費用等 創業やビジネスコンテストに係る、新商品開発に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 新商品の開発に関する学術出版物（論文・専門書等）の購入費・翻訳費 ● 新商品開発に係る性能（環境・強度・耐食性等）試験・検査費 |

※5 月額・年額で使用料金が定められているものについては、当該使用料金を月額換算した上で、**最大6ヵ月分**（事業完了期限又は実績報告の日までに支払い完了している費用）を対象とする。

※6 産業財産権を新規取得する場合に限る。

6 補助対象外経費

以下の費用については、補助対象外とする。

- 消費税及び地方消費税相当額 ● 源泉所得税
- 印紙代（産業財産権取得、登録免許税及び公証人手数料に係るものは除く。）
- 振込手数料 ● 保険料
- 機器管理料等の維持管理に係る経費（ホームページ等のドメイン・サーバー費用を含む。）
- 保守点検（ハードウェアやホームページ等のメンテナンス）料
- 中古品の購入費 ● オークション市場による購入費用
- フリーマーケットアプリ等の匿名取引による購入費用
- 補助対象経費が、一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合
- 申請者、申請者（法人）の役員、申請者（個人事業者等）の専従者又は事業を行っていない者の製作等費用
- 申請者（法人）の役員及びそれらの親族（3親等以内）又は申請者（個人事業者等）の親族（3親等以内）が役員に就いている事業者への製作等費用
- 財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社への作製等費用
- 申請者以外が負担した費用 ● 売掛金等との相殺で支払った費用
- その他、補助事業に適さない費用

7 処分を制限する財産

補助事業によって取得した以下の財産は、取得した日から、下表の耐用年数を経過する前に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること）してはならない。※7

| 財産の種類 | 耐用年数 |
|---------------|--|
| 看板、ネオンサイン及び気球 | 3年 |
| マネキン人形及び模型 | 2年 |
| 特許権 | 8年 |
| 実用新案権 | 5年 |
| 意匠権 | 7年 |
| 商標権 | 10年 |
| その他の財産 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準ずる。 |

※7 やむを得ず、財産を処分する場合は、処分の前に市長の承認を受けなければならない。また、財産を処分した場合は、下表の計算式で算出した金額の返還が必要となる場合がある。

| 処分の種類 | 返還額の計算式 |
|----------------|---|
| 財産を無償譲渡や廃棄した場合 | 取得価額（前年評価額）×耐用年数に応じた減価残存率（年ごとに計算） ×補助率※8 |
| 財産を売却等した場合 | 売却等により得た額又は、取得価額（前年評価額）×耐用年数に応じた減価残存率（年ごとに計算）のいずれか高い方×補助率※8 |

※8 返還の上限金額は、処分した財産に係る補助金額とする。

8 書類提出等の期限

| 補助金の交付に必要な事項 | 期限の日※9 | 特記事項 |
|---|---|-------------------------------------|
| 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書一式の提出（事業内容の追加を伴う変更申請を含む） | 補助事業開始日前日※10 又は 申請年度の1月末日のうち、いずれか早い方 | 必要書類が全て揃った状態で、必着しなければならない。 |
| 事業完了 | 申請年度の2月末日※11 | 補助事業にかかる費用の支払、成果物の納品等全て完了しなければならない。 |
| 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式の提出 | 補助事業完了後30日 又は 申請年度の2月末日※11のうち、いずれか早い方 | 補助事業を完了し、必要書類が全て揃った状態で、必着しなければならない。 |
| 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書一式の提出 | 申請年度の3月24日※11 | |

※9 当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日とする。

※10 補助事業開始日が申請年度の4月1日である場合は、申請年度の4月1日とする。

※11 法人登記を申請年度の3月1日～3月末日に行う場合に限り、2月末日及び3月24日を3月末日と読み替える。

9 提出書類

<交付（変更）申請時>

| | 提出書類 | 特記事項 |
|------------|--------------------------------|--|
| 様式 | 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書（様式第1号） | 【変更申請時は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更申請書（様式第3-1号）】 |
| 原本 （法人） | 履歴事項全部証明書※12※13 | ● 法人の場合のみ ● 直近3ヶ月以内のもの |
| 写し （個人） | 開業届※12※13 | ● 個人事業者等の場合のみ ● 岸和田市内で創業したことが分かる書類 |
| 写し （個人） | 最新の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表※12※14 | ● 個人事業者等の場合のみ ● e-Taxの受信通知の写し等、税務署が受付したことがわかるもの |
| 写し （個人） | 最新の所得税青色決算書又は収支内訳書※12※14 | ● 個人事業者等の場合のみ ● 岸和田市内で事業を行っていることが分かる書類 |
| 原本 | 岸和田市が発行する市税に係る完納証明書※12 | ● 直近3ヶ月以内のもの ※15※16※17※18 |
| 様式 | 事業計画書（様式第創-1号） | 【変更申請時は、変更後事業計画書（様式第創-3号）】 |
| 写し | 補助対象事業にかかる仕様書等※12 | ● 補助対象事業の内容が分かる書類 |
| 様式 | 事業経費内訳書（様式第創-2号） | 【変更申請時は、変更後事業経費内訳書（様式第創-4号）】 |
| 写し | 補助対象経費等にかかる見積書等※12 | ● 補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類 |
| 写し | 特定創業支援等事業による支援を受けた証明書※12 | |

- ※12 変更申請時は、変更のない場合不要
- ※13 補助金申請時点で未創業の場合は、完了時に提出
- ※14 個人事業者等で、開業後初めての確定申告の期限が未到来の者は、開業届のみを提出
- ※15 個人事業者等でこれまでの全ての市税について非課税の場合は、最新の市民税・府民税非課税証明書
- ※16 他市町村在住の個人事業者等で直近の市府民税が非課税の場合は、1月1日の住所地である市町村が発行する最新の市民税・府民税が非課税であることが分かる証明書
- ※17 1月1日以降に転居や事業所の移転等を行った個人事業者等は、別途相談が必要
- ※18 創業後初めての法人市民税の納期限が未到来の法人は、別途相談が必要

<事業完了時>

| | 提出書類 | 特記事項 |
|------------|--------------------------------|--|
| 様式 | 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書(様式第5号) | |
| 様式 | 事業報告書(様式第創-5号) | |
| 原本 (法人) | 履歴事項全部証明書※19 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の場合のみ (個人事業者等から法人成りした場合も含む。) ● 直近3ヶ月以内のもの |
| 写し (個人) | 開業届※19 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業者等の場合のみ ● 岸和田市内で創業したことが分かる書類 |
| 写し | 補助事業の納品書・写真・スクリーンショット 等 | ● 事業実施を証する書類 |
| 様式 | 事業経費内訳報告書(様式第創-6号) | |
| 写し | ご利用明細票等(銀行振込を証する書類) | ● 銀行振込により支払えない場合は、別途相談が必要です。 |
| 写し | 補助対象経費にかかる請求書 | ● 請求費目の内訳・振込先口座情報の記載されたもの |

※19 補助金申請時点で提出している場合は不要

<補助金請求時>

| | 提出書類 | 特記事項 |
|----|--------------------------------|------|
| 様式 | 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書(様式第7号) | |
| 写し | 振込先に指定した銀行口座の通帳 | ※20 |
| 様式 | 補助金活用に関するアンケート | |

※20 銀行名・金融機関コード・支店名・支店コード・預金種類・口座番号・カナ口座名義がわかる部分

10 適用

(制定)

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

(改正)

本要領は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(改正)

本要領は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(改正)

本要領は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(改正)

本要領は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

事業計画書

1 申請者の現状及び補助事業の概要

| | |
|--------------------|--|
| 申請者の現状 | |
| 実施する補助事業の目的 | |
| 実施する補助事業の内容 | |
| 実施する補助事業により見込まれる効果 | |

※申請者の現状には、申請時点における「自社の分析」「経営課題」等を記載する。

※実施する補助事業の目的には、補助事業の実施による「今後の事業展開」「解決したい経営課題」等を記載する。

※実施する補助事業の内容には、製作する広告物等の概要や作成予定の内容等、実施する事業に関する「名称」「詳細」等を記載する。

※実施する補助事業により見込まれる効果には、補助事業の実施により見込まれる「現状との変化」「経営効果」等を記載する。

2 創業 (予定) 年月日

| | |
|-------------|-------------------|
| 創業 (予定) 年月日 | 令和 年 月 日 |
|-------------|-------------------|

※個人事業主の場合、「個人事業の開業・廃業等届出書」の「開業・廃業等日」「開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日」に記された年月日。

※法人の場合、「履歴事項全部証明書」の「会社成立の年月日」に記された年月日。

3 補助事業の実施期間

| | |
|------|--|
| 実施期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
|------|--|

※実施期間の始期には、契約予定日/発注予定日/支払予定日等の最も早い日を、実施期間の終期には、納品予定日/支払予定日等の最も遅い日を記載する。

4 創業 (予定) 所在地 ※創業時から事業所を移転している場合は、創業時の住所を記載する。

| | |
|-------------|--|
| 創業 (予定) 所在地 | |
|-------------|--|

※個人事業者等の場合、「個人事業の開業・廃業等届出書」の「納税地 (納税地を事業所等とした場合)」「上記以外の住所地・事業所等」「<事業所等を新增設、移転、廃止した場合>内、新增設、移転後の所在地」のいずれかの住所を記載する。

※法人の場合、「履歴事項全部証明書」の「本店」に記された一行目にある住所を記載する。

5 他の補助金との併用の有無

| | |
|-----------------------------|---|
| 有 (円) | 無 |
|-----------------------------|---|

※申請する補助事業について、国や大阪府、商工会議所、各種協会等の補助金を併用して実施を予定している場合は「有」に○を付した上で金額を入力する。全て自己資金で実施を予定している場合は「無」に○を付す。

【添付書類】

- 補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容が分かる書類
- 開業届 (申請時に未創業の場合は、完了時に提出)

事業経費内訳書

1 補助対象経費及び補助対象外経費

| 項目 | 詳細 | 税抜金額 | 備考 |
|-----|---------------|------|----|
| (あ) | 開業時広告宣伝費用 | (A) | |
| (い) | 法人設立に要する費用 | (B) | |
| (う) | 産業財産権取得費用 | (C) | |
| (え) | 新商品開発関連費用 | (D) | |
| | 消費税を除く補助対象外経費 | | |
| | 小計 | | |
| | 消費税及び地方消費税 | | |
| | 合計 | | |

※ 補助対象経費を「開業時広告宣伝費用は(あ)／法人設立に要する費用は(い)／産業財産権取得費用（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）は(う)／新商品開発に関する資料購入費及び試験・検査費等は(え)」に仕分けて記載する。

2 補助事業にかかる経費の資金調達方法

| 負担者 | 負担額 | 負担方法 |
|-----|-----|------|
| 申請者 | | 自己資金 |
| | | |
| 合計 | | |

3 補助申請金額

| 補助対象経費 (A) + (B) + (C) + (D) | 他制度補助金 | 他制度補助金を除く 補助対象経費 (E) - (G) | 補助申請金額 【(H) × 1 / 2】 ※千円未満切捨 |
|---------------------------------|--------|----------------------------------|------------------------------------|
| (E) | (G) | (H) | |

※計算はすべて1円未満切捨で行う。 ※補助申請金額の上限は10万円。

【添付書類】

- 補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類

変更後事業経費内訳書

補助対象経費及び補助対象外経費は、本補助金の(変更)申請時から変更がありません。

| 1 補助対象経費及び補助対象外経費 | | 変更前金額※ | 変更後金額 |
|-------------------|---------------|--------|-------|
| 項目 | 詳細 | 税抜金額 | 税抜金額 |
| (あ) | 開業時広告宣伝費用 | | (A) |
| (い) | 法人設立に要する費用 | | (B) |
| (う) | 産業財産権取得費用 | | (C) |
| (え) | 新商品開発関連費用 | | (D) |
| | 消費税を除く補助対象外経費 | | |
| | 小計 | | |
| | 消費税及び地方消費税 | | |
| | 合計 | | |

※ 既に変更申請をしている場合は、直近の変更申請時の金額

※ 補助対象経費を「開業時広告宣伝費用は(あ)／法人設立に要する費用は(い)／産業財産権取得費用(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)は(う)／新商品開発に関する資料購入費及び試験・検査費等は(え)」に仕分けて記載する

補助事業にかかる経費の資金調達方法に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

2 補助事業にかかる経費の資金調達方法(変更後)

| 負担者 | 負担額 | 負担方法 |
|-----|-----|------|
| 申請者 | | 自己資金 |
| | | |
| 合計 | | |

補助金申請額に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

3 補助申請金額(変更後)

| 補助対象経費 (A) + (B) + (C) + (D) | 他制度補助金 | 他制度補助金を除く 補助対象経費 (E) - (G) | 補助申請金額 【(H) × 1 / 2】 ※千円未満切捨 |
|---------------------------------|--------|----------------------------------|------------------------------------|
| (E) | (G) | (H) | |

※計算はすべて1円未満切捨で行う。 ※補助申請金額の上限は10万円。

【添付書類】

- 補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類(変更がある場合)

事業報告書

1 補助事業の概要

| | |
|-----------------------|--|
| 実施した補助事業の内容 | |
| 実施した補助事業によって生じた効果 | |
| 補助事業の目的に対する達成度及び今後の展望 | |

※実施した補助事業の内容には、実施した事業の「名称」「内容」等を記載する。

※実施した補助事業によって生じた効果には、補助事業の実施により生じた「補助事業実施前との変化」「経営効果」等を記載する。

※補助事業の目的に対する達成度及び今後の展望には、交付(変更)申請時に記載した補助事業の目的に対して「達成できた項目」「達成できなかった項目」等を記載する。

2 創業年月日

| | |
|-------|-------------|
| 創業年月日 | 令和 年 月 日 創業 |
|-------|-------------|

※個人事業主の場合、「個人事業の開業・廃業等届出書」の「開業・廃業等日」「開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日」に記された年月日。

※法人の場合、「履歴事項全部証明書」の「会社成立の年月日」に記された年月日。

3 補助事業の実施期間

| | |
|------|----------------------|
| 実施期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
|------|----------------------|

※実施期間の始期には、契約日/発注日/支払日等の最も早い日を、実施期間の終期には、納品日/支払日等の最も遅い日を記載する。

4 創業所在地 ※創業時から事業所を移転している場合は、創業時の住所を記載する。

| | |
|-------|--|
| 創業所在地 | |
|-------|--|

※個人事業者等の場合、「個人事業の開業・廃業等届出書」の「納税地(納税地を事業所等とした場合)」「上記以外の住所地・事業所等」「<事業所等を新增設、移転、廃止した場合>内、新增設、移転後の所在地」のいずれかの住所を記載する。

※法人の場合、「履歴事項全部証明書」の「本店」に記された一行目にある住所を記載する。

5 他の補助金との併用の有無

| | |
|--------|---|
| 有 (円) | 無 |
|--------|---|

※実施した補助事業について、国や大阪府、商工会議所、各種協会等の補助金を併用した場合は「有」に○を付した上で金額を記入する。全て自己資金(融資等を含む。)で実施を予定している場合は「無」に○を付す。

【添付書類】

- 補助事業の納品書・写真・スクリーンショット等、事業実施を証する書類

※申請(変更)時に、未創業の場合は、「開業届(写し)」または「履歴事項全部証明書(原本)」

事業経費内訳報告書

| 1 補助対象経費及び補助対象外経費 | | 申請時の金額※ | 実績金額 |
|-------------------|---------------|---------|------|
| 項目 | 詳細 | 税抜金額 | 税抜金額 |
| (あ) | 開業時広告宣伝費用 | | (A) |
| (い) | 法人設立に要する費用 | | (B) |
| (う) | 産業財産権取得費用 | | (C) |
| (え) | 新商品開発関連費用 | | (D) |
| | 消費税を除く補助対象外経費 | | |
| | 小計 | | |
| | 消費税及び地方消費税 | | |
| | 合計 | | |

※ 補助対象経費を「開業時広告宣伝費用は(あ)／法人設立に要する費用は(い)／産業財産権取得費用（特許権、
 実用新案権、意匠権、商標権）は(う)／新商品開発に関する資料購入費及び試験・検査費等は(え)」に仕分けて
 記載する。

2 補助事業にかかる経費の資金調達方法

| 負担者 | 負担額 | 負担方法 |
|-----|-----|------|
| 申請者 | | 自己資金 |
| | | |
| 合計 | | |

3 補助申請金額

| 補助対象経費 (A) + (B) + (C) + (D) | 他制度補助金 | 他制度補助金を除く 補助対象経費 (E) - (G) | 補助申請金額 【(H) × 1 / 2】 ※千円未満切捨 |
|---------------------------------|--------|----------------------------------|------------------------------------|
| (E) | (G) | (H) | |

※計算はすべて1円未満切捨で行う。 ※補助申請金額の上限は10万円。

【添付書類】

- ご利用明細票等、銀行振込を証する書類又は費用の支払いを証する書類
- 補助対象経費にかかる請求書等、請求費目の内訳等が記載された書類